

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2610号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955  
発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

東洋のナイアガラ、原尻の滝(大分県豊後大野市緒方町)



### 閑話休題 農への熱き思い

五月の終わりに、中国四国農政局の方から研究室に小包が届いた。心あたりがなく、不思議に思っ

てみるに、入っていたのは何と九冊のマンガ本であった。題して「まんが農業ビジネス列伝」というシリーズで、中国・四国の九つの県から農にかかわるビジネスのサクセスストーリーを一つずつ拾い上げ、それぞれ五〇ページ余りのマンガに仕立てたものである。農政局の企画調整室の発案で、この三月に九冊揃って家の光協会から出版(市販)された。

四国では、いまや農業ビジネスの雄となった馬路村のユズ、そして上勝町の葉っぱビジネスを始め、内子町の販売施設フレッシュパークから、讃岐うどんのための新品種さぬきの夢二〇〇〇の開発が取り上げられた。そして中国では、岡山

のピオーネ栽培、三次市の平田観光農園、山口市の秋川牧園、雲南市の木次乳業、そして鳥取の二十世紀ナシの歩みが、さまざまな苦勞の末に成

功を勝ち得ていくストーリーとして、ヴィヴィッドに描かれている。筆者が訪ねた地域も多く、いくつかの場面では涙を禁じ得なかった。

農業の持つ価値のすばらしさを子供たちにわかりやすく伝えたいという、担当者の熱き思いがこのシリーズをこの世に出した。そして苦勞のプロセスを取材し、ストーリーを整理して作画にたずさわったのは、アニメやイラストの専門学校生や大学のサークルの若者たちである。このマンガが発刊された意義はもろろ大きい。しかしこの製作にかかわった多くの若者たちの口から、一途に農を極めようとする人の存在とその魅力が、必ずや多くの人に語られるのではなからうか。さらに喜ばしいことだと思ふ。

担当者は、全国の都道府県でこのシリーズが続けられて四七巻になれば、将来の日本農業のあり方に大きく貢献するのではないかと訴える。このような試みが各地で実現することを、筆者も大いに期待したい。

早稲田大学教授 宮口 侗迪

情	随	情	情	活	活	活	政	政	活	活
報	想	報	報	動	動	動	策	策	動	動
新	町	町	町	平	平	平	限	限	新	全
潟	村	村	村	成	成	成	界	界	潟	国
中	Nav	Nav	Nav	十	十	十	集	集	中	全
越	i	i	i	八	八	八	落	落	越	国
沖	町	町	町	年	年	年	の	の	沖	全
地	週	週	週	度	度	度	支	支	地	国
震	報	報	報	公	公	公	援	援	震	全
で	主	主	主	有	有	有	な	な	で	国
緊	要	要	要	物	物	物	ど	ど	緊	全
急	索	索	索	件	件	件	を	を	急	国
要	引	引	引	災	災	災	提	提	要	全
望	(平	(平	(平	害	害	害	言	言	望	国
全	成	成	成	共	共	共	い	い	全	全
国	19	19	19	済	済	済	ま	ま	国	全
町	年	年	年	業	業	業	ら	ら	町	全
村	4	4	4	の	の	の	支	支	村	全
会	月	月	月	概	概	概	援	援	会	全
臨	7	7	7	報	報	報	な	な	臨	全
時	月	月	月	告	告	告	ら	ら	時	全
総	7	7	7	白	白	白	支	支	総	全
会	月	月	月	書	書	書	援	援	会	全
を	7	7	7	を	を	を	な	な	を	全
開	月	月	月	報	報	報	ら	ら	開	全
催	7	7	7	告	告	告	支	支	催	全
。全	月	月	月	白	白	白	援	援	。全	全
国	7	7	7	書	書	書	な	な	国	全
全	月	月	月	を	を	を	ら	ら	全	全
全	7	7	7	報	報	報	支	支	全	全
全	月	月	月	告	告	告	援	援	全	全
全	7	7	7	白	白	白	な	な	全	全
全	月	月	月	書	書	書	ら	ら	全	全
全	7	7	7	を	を	を	支	支	全	全
全	月	月	月	報	報	報	援	援	全	全
全	7	7	7	告	告	告	な	な	全	全
全	月	月	月	白	白	白	ら	ら	全	全
全	7	7	7	書	書	書	支	支	全	全
全	月	月	月	を	を	を	援	援	全	全
全	7	7	7	報	報	報	な	な	全	全
全	月	月	月	告	告	告	ら	ら	全	全
全	7	7	7	白	白	白	支	支	全	全
全	月	月	月	書	書	書	援	援	全	全
全	7	7	7	を	を	を	な	な	全	全
全	月	月	月	報	報	報	ら	ら	全	全
全	7	7	7	告	告	告	支	支	全	全
全	月	月	月	白	白	白	援	援	全	全
全	7	7	7	書	書	書	な	な	全	全
全	月	月	月	を	を	を	ら	ら	全	全
全	7	7	7	報	報	報	支	支	全	全
全	月	月	月	告	告	告	援	援	全	全
全	7	7	7	白	白	白	な	な	全	全
全	月	月	月	書	書	書	ら	ら	全	全
全	7	7	7	を	を	を	支	支	全	全
全	月	月	月	報	報	報	援	援	全	全
全	7	7	7	告	告	告	な	な	全	全
全	月	月	月	白	白	白	ら	ら	全	全
全	7	7	7	書	書	書	支	支	全	全
全	月	月	月	を	を	を	援	援	全	全
全	7	7	7	報	報	報	な	な	全	全
全	月	月	月	告	告	告	ら	ら	全	全
全	7	7	7	白	白	白	支	支	全	全
全	月	月	月	書	書	書	援	援	全	全
全	7	7	7	を	を	を	な	な	全	全
全	月	月	月	報	報	報	ら	ら	全	全
全	7	7	7	告	告	告	支	支	全	全
全	月	月	月	白	白	白	援	援	全	全
全	7	7	7	書	書	書	な	な	全	全
全	月	月	月	を	を	を	ら	ら	全	全
全	7	7	7	報	報	報	支	支	全	全
全	月	月	月	告	告	告	援	援	全	全
全	7	7	7	白	白	白	な	な	全	全
全	月	月	月	書	書	書	ら	ら	全	全
全	7	7	7	を	を	を	支	支	全	全
全	月	月	月	報	報	報	援	援	全	全
全	7	7	7	告	告	告	な	な	全	全
全	月	月	月	白	白	白	ら	ら	全	全
全	7	7	7	書	書	書	支	支	全	全
全	月	月	月	を	を	を	援	援	全	全
全	7	7	7	報	報	報	な	な	全	全
全	月	月	月	告	告	告	ら	ら	全	全
全	7	7	7	白	白	白	支	支	全	全
全	月	月	月	書	書	書	援	援	全	全
全	7	7	7	を	を	を	な	な	全	全
全	月	月	月	報	報	報	ら	ら	全	全
全	7	7	7	告	告	告	支	支	全	全
全	月	月	月	白	白	白	援	援	全	全
全	7	7	7	書	書	書	な	な	全	全
全	月	月	月	を	を	を	ら	ら	全	全
全	7	7	7	報	報	報	支	支	全	全
全	月	月	月	告	告	告	援	援	全	全
全	7	7	7	白	白	白	な	な	全	全
全	月	月	月	書	書	書	ら	ら	全	全
全	7	7	7	を	を	を	支	支	全	全
全	月	月	月	報	報	報	援	援	全	全
全	7	7	7	告	告	告	な	な	全	全
全	月	月	月	白	白	白	ら	ら	全	全
全	7	7	7	書	書	書	支	支	全	全
全	月	月	月	を	を	を	援	援	全	全
全	7	7	7	報	報	報	な	な	全	全
全	月	月	月	告	告	告	ら	ら	全	全
全	7	7	7	白	白	白	支	支	全	全
全	月	月	月	書	書	書	援	援	全	全
全	7	7	7	を	を	を	な	な	全	全
全	月	月	月	報	報	報	ら	ら	全	全
全	7	7	7	告	告	告	支	支	全	全
全	月	月	月	白	白	白	援	援	全	全
全	7	7	7	書	書	書	な	な	全	全
全	月	月	月	を	を	を	ら	ら	全	全
全	7	7	7	報	報	報	支	支	全	全
全	月	月	月	告	告	告	援	援	全	全
全	7	7	7	白	白	白	な	な	全	全
全	月	月	月	書	書	書	ら	ら	全	全
全	7	7	7	を	を	を	支	支	全	全
全	月	月	月	報	報	報	援	援	全	全
全	7	7	7	告	告	告	な	な	全	全
全	月	月	月	白	白	白	ら	ら	全	全
全	7	7	7	書	書	書	支	支	全	全
全	月	月	月	を	を	を	援	援	全	全
全	7	7	7	報	報	報	な	な	全	全
全	月	月	月	告	告	告	ら	ら	全	全
全	7	7	7	白	白	白	支	支	全	全
全	月	月	月	書	書	書	援	援	全	全
全	7	7	7	を	を	を	な	な	全	全
全	月	月	月	報	報	報	ら	ら	全	全
全	7	7	7	告	告	告	支	支	全	全
全	月	月	月	白	白	白	援	援	全	全
全	7	7	7	書	書	書	な	な	全	全
全	月	月	月	を	を	を	ら	ら	全	全
全	7	7	7	報	報	報	支	支	全	全



全国町村会

臨時総会を開催

# 会長に山本氏) 添田町長 (福岡県町村会長) を再選

副会長に寺島

(北海道)

・近藤

(愛知)

・五軒家

(徳島)

の各氏

全国町村会は、7月27日、午前10時から全国町村会館で開催した臨時総会において、任期満了に伴う役員の変更を行い、会長に山本文男氏(福岡県添田町長)を再選し、副会長には寺島光一郎氏(北海道乙部町長)、近藤徳光氏(愛知県幸田町長)および五軒家憲次氏(徳島県海陽町長)の3氏を新たに選任した。任期は平成19年7月31日から2年間。

再選された山本文男氏の就任挨拶に続いて、新任副会長を代表して寺島光一郎氏が挨拶を行い、その後、理事会に切り替えて監事を互選、さらに常任理事、政務調査委員の地区別互選の結果が報告された。この後、再び総会に戻り、退任する副会長を代表して魚津龍一氏(富山県朝日町長)から退任挨拶があり、10時30分閉会した。

閉会后、東京大学名誉教授・大森 彌氏から「町村 - この基礎自治体の底力 - 」と題する講演が行われ、その後、政務調査会の行政・財政・経済農林の各部会を開き、正副部会長をそれぞれ選出して臨時総会の全日程を終了した。

活 動

就任の挨拶を述べる山本会長



【山本会長略歴】

福岡県田川郡添田町長  
昭和46年添田町長に当選  
(通算当選回数10回) 平成  
4年福岡県町村会長就任  
平成9年全国町村会副会長  
就任 平成11年全国町村会  
長就任 平成13年、15年、17  
年、19年全国町村会長再任

【寺島副会長略歴】

北海道爾志郡之部町長  
昭和58年之部町長に当選  
(通算当選回数7回) 平成  
17年北海道町村会長就任  
平成19年全国町村会副会長  
就任

【近藤副会長略歴】

愛知県額田郡幸田町長  
平成10年幸田町長に当選  
(通算当選回数3回) 平成  
19年愛知県町村会長就任  
平成19年全国町村会副会長  
就任

【五軒家副会長略歴】

徳島県海部郡海陽町長  
平成3年旧海南町長に当  
選、18年合併後の海陽町長  
に当選(通算当選回数5回)  
平成19年徳島県町村会長  
就任 平成19年全国町村会  
副会長就任

新任副会長「右から寺島、近藤、五軒家の各氏



山本会長就任挨拶(要旨)

皆様方の満場のご推挙を頂きまし  
たことに、心から御礼を申し上げま  
すとともに、現下の町村の情勢を考  
えますと一段と身の引き締まる思い  
でいっぱいです。これからの進むべ  
き道を誤ることなく期待に答えられ  
るよう邁進することを決意いたして  
おりますので、引き続きご支援を賜  
りますようお願い申し上げます。  
さてこれまで、私は4期にわたり  
全国町村会長の職を務めさせていた  
だきました。この間、町村が抱えて  
いる大きな課題、やらなければ町村  
が立ちゆかなくなるような問題につ  
いて皆さんと共に、それらの解決の  
ため、政府や関係方面に折衝をして  
参りました。これらが100%実現  
したとは言えませんが、それなりの  
効果を挙げたと思います。これ  
が全国町村会の底力ではないでしょ  
うか。

町村の使命については、申し上げ  
るまでもありません。町村が繁栄し  
なければ、国の振興発展はあり得な  
いという信念で頑張つて参りました。  
全国町村会長を皆様方のご支援の  
おかげで4期務めさせていただきま  
したが、この間ご迷惑をおかけした  
こともあるかと思えます。そのこ  
とにつきましては、お詫びいたしま  
すとともに、これからまた新たな決  
意で、5期目を務めさせていただきます  
ます。

去る7月3日には、第29次地方制  
度調査会があり、その際、総理から  
これからの町村が自立していくため

にどうしたら良いかということ、そ  
して町村の権限の強化についての検  
討を行うといった趣旨の発言があり  
ました。町村の自立については、す  
なわち合併して体制の強化を図れと  
言うことであり、私は到底納得でき  
るものではありません。また権限の  
強化については、例えば(公立)学  
校において不祥事が多発しています  
が、それは町村が十分に権限を担っ  
ていないからだ、ということと言っ  
ているのではないかと思います。

今後の地方制度調査会で答申が示  
された後には、まず第一に町村をど  
うするのかという議論、そして二番  
目に道州制の議論が出てくると思ひ  
ます。この道州制で町村は大きな影  
響を受けることになるかと思いま  
す。一方、国は地方支分部局の地方  
への移譲についても同時に検討する  
のではないのでしょうか。

これから町村は、この変化の中で  
大きく揺れ動くことは間違いないと  
思います。そのとき我々は決して後  
悔することがあってはなりません。  
私も全国町村会の方針を決め、そ  
れに向かつて最善の努力をする役割  
を担っております。この2年間は、  
我々にとって一番大事な時期になる  
と思います。

現下の情勢を踏まえ、皆さんの格  
別なご努力をお願い申し上げます。  
同時に私たち正副会長4人で皆様方  
の先頭に立って頑張つて参る所存で  
す。皆さんの思いと私どもの思いは  
同じであります。どうか格別のご理  
解とご支援をお願い申し上げます。  
就任の挨拶といたします。

活動

全国町村会役員氏名

（政務調査委員のうち 印は部会長  
印は副部会長（兼は兼務を示す））

【会 長】

福岡県町村会長（添田町長）山本文男

【副会長】

北海道町村会長（乙部町長）寺島光一郎

愛知県町村会長（幸田町長）近藤徳光

徳島県町村会長（海陽町長）五軒家憲次

【監 事】

東京都町村会長（日の出町長）青木國太郎

福井県町村会長（高浜町長）今井理一

大阪府町村会長（熊取町長）上垣正純

山口県町村会長（和木町長）古木哲夫

【常任理事】

岩手県町村会長（一戸町長）稲葉 暉

秋田県町村会長（井川町長）齋藤正寧

茨城県町村会長（阿見町長）川田弘二

群馬県町村会長（板倉町長）針ヶ谷照夫

富山県町村会長（朝日町長）魚津龍一

三重県町村会長（大紀町長）柏木廣文

奈良県町村会長（河合町長）岡井康徳

広島県町村会長（安芸天田町長）佐々木清蔵

香川県町村会長（綾川町長）藤井 賢

宮崎県町村会長（綾町長）前田 穰

沖縄県町村会長（嘉手納町長）宮城篤実

【政務調査委員（行政部会）】

宮城県町村会長（美里町長）佐々木功悦

山形県町村会長（遊佐町長）小野寺喜一郎

埼玉県町村会長（騎西町長）石川三郎

神奈川県町村会長（松田町長）島村俊介

長野県町村会長（川上村長）藤原忠彦

岐阜県町村会長（養老町長）稲葉貞二兼

京都府町村会長（井手町長）汐見明男

和歌山県町村会長（北山村長）奥田 貢

鳥取県町村会長（岩美町長）榎本武利

高知県町村会長（津野町長）明神健夫兼

佐賀県町村会長（江北町長）田中原一

大分県町村会長（玖珠町長）小林公明

【政務調査委員（財政部会）】

福島県町村会長（下郷町長）湯田雄二

千葉県町村会長（白子町長）林 和雄

山梨県町村会長（小菅村長）廣瀬文夫

新潟県町村会長（聖籠町長）渡邊廣吉

岐阜県町村会長（養老町長）稲葉貞二

滋賀県町村会長（多賀町長）夏原 覚

鳥根県町村会長（津和野町長）中島 巖

高知県町村会長（津野町長）明神健夫

長崎県町村会長（波佐見町長）一瀬政太

熊本県町村会長（嘉島町長）荒木泰臣

【政務調査委員（経済農林部会）】

青森県町村会長（南部町長）工藤祐直

栃木県町村会長（高根沢町長）高橋克法

石川県町長会長（津幡町長）村 隆一

静岡県町村会長（富士川町長）坪内伸浩

兵庫県町村会長（神河町長）足立理秋

岡山県町村会長（吉備中央町長）重森計己

愛媛県町村会長（松前町長）白石勝也

鹿児島県町村会長（さつま町長）井上章三

活 動

全国町村会

新潟県中越沖地震で緊急要望

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は、7月20日、「平成19年新潟県中越沖地震」に関する緊急要望をとりまとめ、内閣府、総務省、国土交通省はじめ関係省庁に要請した。

同要望は次のとおり。

「平成19年新潟県中越沖地震」に関する緊急要望

去る7月16日、新潟県中越沖で発生した「平成19年新潟県中越沖地震」は、尊い人命が失われ、負傷者も多数にのぼっている。また、家屋、道路、文教施設等に多大な被害を与え、地域住民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしている。

被災町村は、県等の支援を得ながら、なお断続的に余震が続く不安の中で懸命な復興作業を続けているところであるが、財政基盤が脆弱であり、一日も早い復旧・復興を図り、地域の存立基盤を確保するため、各般に亘る支援が必要となっている。

よって、国は下記事項について、

特段の措置を講じられたい。

記

1、生活支援対策について

(1) 被災者が活力を失うことなく、力強い復興をするため、被災者生活再建支援法の適用基準の緩和等、必要な措置を講じること。

(2) 住宅被害については、被災者生活再建支援法に係る居住安定支援制度を拡充し、被災者の一日も早い生活再建を支援すること。

2、ライフライン施設の早期復旧について

道路、ガス、水道をはじめとするライフライン施設を早期に復旧すること。

3、激甚災害の早期指定について

「平成19年新潟県中越沖地震」について、激甚災害に早期に指定するとともに、災害救助法及び激甚災害の適用とならない町村にも、実質的に同等の支援がなされるよう、現行制度の一層の拡充を図ること。

4、地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政措置について

災害復旧事業等の実施には莫大な費用が見込まれ、被災町村の財政が著しく圧迫されるので、町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

(1) 災害救援、災害復旧等の特別な財政需要に対し、地方交付税の算定において、十分な措置を講じること。

(2) 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額の確保に支障のないよう対応すること。

5、原子力発電施設の安全確保について

震源地の近くに立地する東京電力柏崎・刈羽発電所に関しては、排気からの放射性物質の検出、放射性物質を含む水の流出、消火機能の不備、地盤沈下等、耐震性への懸念が報道され、さらに、消防法に基づく緊急使用停止命令が出されたことから、住民の不安が著しく高まっている。一刻も早い原因解明と対策を講じ、住民及び観光客の安全・安心を確保すること。

季節の俳句カレンダー

勇魚捕る船や遠見の大瀑布

尾崎青穂

勇魚（いさな）は鯨のことで、「捕る船」と表現しているのはまさに文字どおり捕鯨船。この句の季語は「滝」と同じ意味の「瀑布」で夏。作者は捕鯨船を洋上で見送る気持ちで眺めていて、視野の中のはるか彼方に那智の滝を見たのではないかと勝手に想像する。洋上からの「遠見の大瀑布」にスケールの大きさを感じる。

火傷負いし秘仏が在わす海紅豆

丸山ただし

季語の「海紅豆」は別名「梯栝（でいこ）」というブラジル原産の落葉樹で、沖縄県の県花でもある。盛夏に真紅の蝶に似た花が咲き、火焰にも喩えられる。沖縄と関連づけると「秘仏」の「火傷」は戦火によるものとも考えられるが、単なるキズを「海紅豆」の色に重ね、「火傷」と表現されたのかも知れず、そのどちらかは定かでない。

斑猫の裏をかきたる遠まわり

池 禎章

季語の「斑猫」は別名「道おしえ」ともいう小さな虫で、夕方の散歩などそぞろ歩きのとぎに目の前でホバリングして空中静止、こちらが気づくこと「道案内です」とばかりに先のほうへ飛んで行き、振り返るようには止まる。小さな虫の動きにも目をとめた俳句ならではのジョークともとれる軽味のある一句である。

## 「暮らしの複線化研究会」が報告書

# 政府一体の取組みへ 「関係府省会議」を設置

### 行政機関一体となった推進が必要

同研究会は月尾氏ら計7名の有識者が委員を、関係省庁がオブザーバーを務める。今年4月18日に初会合を開催、計3回の会合を重ねてきた。

報告書は、暮らしの複線化に向けた関係府省や地方自治体、関係団体の取組を紹介した上で、これ

山本有二再チャレンジ担当の私的研究会として設置された「暮らしの複線化研究会」(座長・月尾嘉男東京大学名誉教授)はこのほど、都市住民の地方への中・長期滞在や、大都市と地方との二地域居住、UJエターナなど「暮らしの複線化」を促進するための課題や方策を盛り込んだ報告書をまとめた。暮らしの複線化が地方における交流人口の拡大をもたらす、地方の過疎・都市の過密という人口分布のゆがみの解消や、地域の活性化にも貢献することが期待されるとの基本認識の下、暮らしの複線化を進める上での課題と推進方策を検討してきたもの。当面の取組として、政府一体となった取組のため、政府の再チャレンジ推進会議のもとに関係府省による会議を設置することや、既存の暮らしの複線化に関するホームページが網羅された窓口ホームページを開設することなどを打ち出した。政府はいずれも秋ごろ設置、開設する考えだ。

らの取組みが充実されてきている一方で、「課題となっている事項」を指摘。具体的には、関係府省や自治体それぞれの施策の効果を一層発揮するためには自治体や関係府省の連携を強化し、各行政機関が一体となって推進する必要があると指摘するとともに、近年、地域の概要や就業、住まいに関する情報などをホームページ等から入手できるようにしたが、移住に至るまでの各プロセスに応じた多様な情報を希望者にとってわかりやすい形で提供できていないと指摘した。

また、暮らしの複線化を行うに当たっては地域で職に就くなど活動の場が確保されることが必要だが、必ずしも十分とはいえないと指摘するとともに、暮らしの複線化を行っている者が持つ専門的能力を地域で活かそうとしても、地域が求める人材情報がないため活用されていないと指摘。このほか、「横断的な課題」として、二地域居住者は住民登録をしていない自治体からも行政サービスを受けているが、住民登録をしていない自治体にとってはこれらの者の行政サービスに見合う負担が十分

でない場合がある。空き家等が暮らしの複線化の受け皿として有効に活用されていない。希望者側と受入れ側の直接の引き合わせが不十分。移動費の負担。時間のゆとり確保。も挙げた。

### 窓口ホームページの開設など推進方策提示

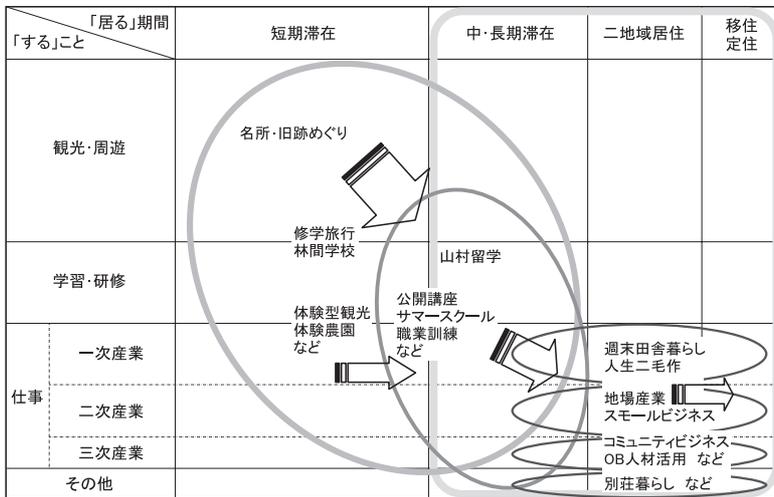
こうした課題を踏まえ、報告書は、暮らしの複線化を推進するための方策を提示した。具体的には、各府省で講じられている施策は既に連携がとられているものもあるが、なお不十分だとし、効果を一層発揮するため、国家的戦略として関係機関が連携し、政府としての一体的な取組みを推進するとした。

また、暮らしの複線化に関するホームページは数多く設置されているが、効率的に情報収集できるようにするため、具体的かつ分かりやすい形で情報を提供する必要があると指摘。このため、既存の情報サイトを活かしつつ、必要な情報が得られるホームページに容易にアクセスできるように、関係する情報サイトが網羅された窓口となるホームページを開設することも盛り込んだ。

さらに、暮らしの複線化が社会全体に広がるためには民間主導で

政 策

「暮らしの複線化」のイメージ



農林水産省、国土交通省資料をもとに内閣官房作成

取り組んでいくことが重要だと指摘。具体的には、受入れ側である地域社会に利益をもたらす行為であることを前提に、民間事業者が競争原理のもとで、個々の自治体と直接的な連携を強化し、ビジネスとして取り組んでいくことが重要とした。なお、当面は、民間主導のビジネスモデルが構築されるよう、地域の状況を踏まえつつ、行政において「コミュニティやNPO等による地域全体の受け皿づ

くりに向けた調整。民間と協働した実証実験等、誘導的な支援などを講じることも必要とした。このほか、二地域居住者の居住先自治体への負担を適正にすることに、二地域居住を行う者の居住先自治体への関心や、自治体センターの高まりが期待できると指摘。このため、「二地域居住を行う場合の住民税等の地方税負担のあり方について検討を進める」とした。また、

移動費の負担軽減について効果を検証しつつ関係者の間で検討を進めるとし、検討に当たっては実際に運賃を設定する者が民間事業者であることに留意するとともに、地元自治体との連携についても視野に入れる必要があるとした。さらに報告書は、「推進のための方策」を踏まえ、関係府省や自治体、民間事業者等の連携のもと、当

面の取組みとして着手する事項を提示。政府の再チャレンジ推進会議の下に、関係府省による会議を設置し、暮らしの複線化に関する施策について政府が一体となって進めることや、既存の暮らしの複線化に関するホームページを活かしつつ、希望する者の目線に立つて具体的に分かりやすい形で情報提供できるよう、関連するホームページが網羅された窓口となるホームページを開設することを盛り込んだ。

また、各府省において、必要となる施策については、2008年度予算要求や税制改正要望に反映させるとともに、関連する制度改革の検討を進めることが期待されるとした。さらに、研究会は今後も政府の取組みについてフォローアップを行い、必要に応じ関係府省に対して適宜助言を行うこととするとしている。

**報告書で紹介された暮らしの複線化に向けた政府等のこれまでの主な取組み次のとおり。**

総務省「2007年度から新たにUIターン者等を受け入れるための空き家改修に助成 農水省「07年度から農山漁村における市民農園等の施設整備を新たに支援 国土省「07年度に二地域居住者

の実態を把握するための情報システムづくりのための検討を実施 北海道「交流・定住促進に意欲ある市町村(2007年4月現在で69市町村)による北海道移住促進協議会が中心となり、北海道での生活を体験してもらおう「ちよっと暮らし」を開始。07年度からは、住んでみたい北海道「推進会議が本格スタートし、自治体に加え企業・団体等も参画、官民一体となつて移住交流の促進、ビジネスの創出に向けた動きが活発化 和歌山県「06年度から、団塊世代の都市住民に和歌山での田舎暮らしという新たなライフスタイルを提案・誘導することで農山村地域への人材誘致や地域活性化を推進 島根県江津市「過疎化・高齢化により増え続ける空き家を活用し定住や交流を促進。具体的には、NPO、江津市、不動産・建設業者、地域住民からなる移住・交流支援ネットワークが、不動産紹介や交流・滞在・定住に関する相談を行うとともに、空き家バンクを通じて定住支援や空き家リースによる滞在支援を実施。また07年度以降、農繁期の農林水産業の求人情報と、売買・賃貸が可能な空き家等に関する情報を併せて提供する仕組みを作る。

の連携のもと、当

## 中山間地域フォーラム

# 限界集落の再生、支援などを提言

現在、国土審議会で国土形成計画の策定に向けた検討が行われている。中山間地域の再生を願う行動する「中山間地域フォーラム」では、この国土形成計画について、21世紀の都市と農村・中山間地域の関係をデザインする重要なものとして強い関心を持ち、全国の中山間地域の方々からの意見募集をはじめ、集中的な検討を行ない、提言書を今年3月、国土交通省へ提出した。

その後4月に公表された「国土形成計画(全国計画)」に関する報告(素案)では、同フォーラムの提言もある程度反映されているが、なお一層の改善を要する論点も数多く残されているとして、このたび「中山間地域の再生に向けて 国土形成計画への提言」がとりまとめられたので、ここに提言の要約を紹介する。

同フォーラムでは、本提言が全国計画の最終的な姿に反映されること、また今後本格的な検討が進む広域地方計画の策定にも活用されると同時に、この提言を契機として、中山間地域の現場からも意見が数多く提出され、広く活発な国民的な議論が行われることを強く期待している。

なお、提言の全文は同フォーラムのホームページ<http://www.chusankan-f.net/>に掲載されている。

### 中山間地域の再生に向けて

#### 「国土形成計画」への提言 - 「要約」

#### 1、中山間地域の位置づけ

(1)「中小都市と中山間地域等を

含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域」を「共生居住地域」と呼称し、多自然と人間活動

の共生という積極的な行動が展開する一体的な圏域として位置づけ

る。

(2) 地方中小都市、(平地)農村地域、中山間地域のそれぞれの方向性と役割を明確にし、特に中山間地域については、条件不利地再生のフロントシアとしての位置づけを一層明確化し、対応策を積極的に論ずる。また地方中小都市についても、圏域の中心都市としての重要性に鑑み積極的に位置づける。

#### 2、「新たな公」による地域づくり

(1) 農村のガヴァメント(統治)からガヴァナンス(協治)への移行を推進するため、平成の大合併前の市町村範囲で、住民、NPO、行政等異種セクター間パートナーシップ・システムとしての新たな地域経営主体を構築する。これに関連して、国の総合的な予算執行制度の整備、パートナーシップの束ね役としての地方公共団体の新たな役割などを明確化する。

(2) 「コミュニティレベルでも、昭和の合併時の旧村の範囲(小学

校区単位)などでの新たな地域経営主体を「社会的企業」として創出する。

#### 3、地域再生への具体的プロセス

(1) 当事者自らがまず現状に向き合い、解決に向けて一歩を踏み出す原動力を呼び起こす仕組みづくりの重要性を明確にし、地域の実情に応じた段階的なステップアップとして、地域住民が客観的な視点を受け入れ、現状の問題点を共有できる「気づき」のきっかけづくり、周囲の知恵を取り入れ、自らの地域に有効な方策を議論し新たな発想につなげる「学びあう関係」づくり、将来の地域像についての具体的な話し合いを進める「夢を語るビジョン」づくり、のような具体的なプロセスを示唆する。

(2) 現場の人々が様々な試みを具体化できるよう長期的な視野に立った能力構築(キャパシティ・ビルディング)への支援の必要性を強調する。

#### 4、都市農村交流

(1) 地域間交流とは別のものとして、農村地域・農村社会と都市住民個人との間の関係で成り立つ「都市農村交流」の重要性及び農村・都市それぞれに異なる対応策

活 動

●●● 全国町村会 ●●●●●

オリンピック競技大会の東京招致を決議

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は、7月26日理事会を開催し、「第31回オリンピック競技大会の東京招致を支援する決議」を決定、関係方面に要請した。

第31回オリンピック競技大会の東京招致を支援する決議

我が国ではこれまで、1964年の第18回オリンピック東京大会をはじめ、1972年の第11回冬季オリンピック札幌大会、1998年の第18回冬季オリンピック長野大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜びを与えてきた。

そして今、21世紀を迎え、再び東京がオリンピックを開催することを目指している。

オリンピックは、世界中のトップアスリートが集う、喜びと希望に満ちたスポーツの祭典であり、世界平和を願う人類の祭典である。

この場を通じ、我が国が戦後60年以上にわたって貫いてきた世界平和を希求する強い意思を世界にアピールし、数多くの問題を乗り越えて発展してきた姿を示すことは、改めて世界の平和と発展に貢献することになる。

また、アスリートたちに最高の自己表現の場を提供することで、未来を担う子どもたちに新たな感動を与え、夢と希望を育む絶好の機会となる。

よって、全国町村会は、2016年オリンピック大会の東京開催を心から希望するとともに、東京都の招致活動を全面的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

を明確にする。

(2) 都市農村交流の受け皿となる農村側の対策としては、地域資源への「気づき」や地域内の連携などの「地域づくり」が不可欠であり、支援制度を検討すべきである。

(3) 都市農村交流の意義として、既述されている人材蓄積や資金・知恵の移動に加えて、農林漁業振興の可能性、新たな農村コミュニティ形成の可能性、都市

住民と農村側との相互理解の場の提供、を明確にする。

5、限界集落

(1) 限界集落を抱える地域の再生ないしは再編成について、地縁型コミュニティを基礎とする自治組織を設置し、十分な合意形成を図りながら行う仕組み作りを推進する。

(2) 地域資源に関する施策の方向として、林地、農地など地域資

源の状況把握（管理状態、所有者と境界、バイオマス資源としての再評価）を行い、場合によっては撤退（粗放的空間管理、自然に返す）のシナリオを含む資源管理計画を策定すること、地域資源を

活用し、住民自らが主体的に地域を活性化させていく計画作りを推進すること、暮らしを支えてきた地域資源の活用に関する知識、知恵、技術を人やメディアに蓄積していくアーカイブズを具

化すること、を提示する。

6、総括 内発的發展と政策

(1) 地域の技術、産業、文化を土台とした、よりポトムアップ的な地域づくりを進めるため、地域の人々が学習を通じて地域の現状から再生への展望をとらえていくという「気づき」を導く施策の重要性について強調する。

(2) 人口が少ない中山間地域では、担い手の選別政策は避け、可能な限り住民の総参加の方向をめざすこと、住民や地域の諸組織間のパートナーシップが重要であること、その際地方公共団体（特に市町村）がまとめの要に位置することを明確にする。

(3) 地域づくりには、地域と住民の能力構築（キャパシティ・ビルディング）がきわめて重要であり、自立のみを強調せず、自立と支援とをセットで提起する。

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか60円（年額）の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円（年額）の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

活 動

平成十八年度 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成十九年七月五日開催の評議員会の同意を得、同日の理事會において、平成十八年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約の『地方自治法同条第一項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するために、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村な

らびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響により委託団体の減少に伴い分担金収入は減収した。このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに共済委託団体の財政負担の軽減を図り、共済委託物件の継続加入推進に努めているところである。

平成十八年度の収支状況は、収入額一億二、五五二万九千九百九十九円(運営準備積立金戻入を除く、前年度比七・八%減)、支出額一億四、二五九万九千九百九十九円(前年度比六・一%減)で収支差引額は一億一、七八八万九千九百九十九円となった。これは「平成十八年豪雪」により、高額な罹災及び共済金の支払い件数が多かったためで、収支欠損金額は規約に基づき、運営準備積立金の取崩しにより対処した。

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成18年度, 平成17年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

(注) 印は減を示す。

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成18年度, 平成17年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、( )は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成18年度, 平成17年度, 比較増減. Rows include 災害見舞金給付額, 未払費用, 合計.

(注) 1. 印は減を示す。 2. 平成18年度災害見舞金給付状況は、平成15年度以前の自然災害分1,949,852円及び平成18年度自然災害分2,116,498円の合計額。ただし、平成19年3月25日発生した能登半島地震については、被害額が未確定のため未計上とする。

表(5) 消防設備資金融資

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度未貸付残額. Rows from 平成12年度 to 平成18年度.

(注) 平成18年度の貸付条件は次のとおりである。 1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内。 2. 貸付利率は貸付期日により異なり、1月10日貸付分が1.3%、3月1日貸付分が1.3%、3月26日貸付分が1.3%である。

1、受託状況 平成十八年度の受託実績は、表(1)のとおりである。 受託件数は三六四、四九七件で、前年度比三三、八六二件(八・五%)の減となった。また共済責任額は前年度比三兆一、六九五億九千九百九十九円(九・二%)減の三兆三、八九四億九千九百九十九円となった。収入分担金は六億九、九〇九万九千九百九十九円(前年度実績七億三、九四九万九千九百九十九円)に比べ一億四、九三三万九千九百九十九円(一四・一%)の減となった。 2、罹災状況 平成十八年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済における罹災件数は七、七三三件で、前年度より四八件(六・六%)の増となり、支払共済金においては、前年度より三億九、三二八万九千九百九十九円(八・六%)増の四億九、一八三万九千九百九十九円となった。これは「平成十八年豪雪」により、高額な罹災及び共済金の支払い件数が多かったためである。なお、収入分担金は六億九、九〇九万九千九百九十九円(前年度実績七億三、九四九万九千九百九十九円)に比べ一億四、九三三万九千九百九十九円(一四・一%)の減となった。 3、用途別罹災状況 用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は学校施設・体育施設の順において多いが、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設・体育関係の施設の順となっている。 4、災害見舞金 災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、平成十八年度においては表(4)のとおりである。

活 動

表(6) 平成18年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept (損失の部), Amount (金額), Benefit Dept (利益の部), Amount (金額). Rows include meeting fees, office expenses, business expenses, asset expenses, reserve fund income, and disbursements.

表(7) 自動車共済受託実績

Table with 5 columns: Division (区分), Vehicle Insurance (車両共済), Mutual Insurance (賠償共済), Total (合計). Rows show data for FY18, FY17, and percentage changes.

(注) は減を示す。

表(8) 自動車共済損害状況

Table with 5 columns: Division (区分), Vehicle Insurance (車両共済), Mutual Insurance (賠償共済), Total (合計). Rows show damage statistics for FY18, FY17, and percentage changes.

(注1) 損害率 = 支払共済金 / 収入分担金

(注2) は減を示す。

表(9) 平成18年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept (損失の部), Amount (金額), Benefit Dept (利益の部), Amount (金額). Rows include meeting fees, office expenses, business expenses, asset expenses, reserve fund income, and disbursements.

4、諸積立金
平成十八年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は一億三、九百九十九万九千九百九十九円である。

3、支払備金
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)のうえ平成十八年度支払備金として六十二件、三億九、九百九十九万九千九百九十九円を計上した。

2、損害の状況
平成十八年度の損害状況は表(8)のとおりである。
損害件数は車両共済で六、八九四件、前年度比一、二四九件、対物賠償共済は二、五三三件で、前年度比五七二件とそれぞれ減少したが、対人賠償共済は一六九件で、前年度比二件と増加した。

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と

自動車損害共済事業

共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表(5)のとおりである。

6、消防設備資金融資

5、諸積立金
平成十八年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は四億二、九百九十九万九千九百九十九円、基金積立金一億九千九百九十九万九千九百九十九円、運営準備積立金一億三、九百九十九万九千九百九十九円である。

同様、地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響により委託団体の減少に伴い分担金収入は減収した。

このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実に努めるとともに、事故によって生じる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化を図り早期かつ適正な解決に努めている。

平成十八年度の収支状況は、収入合計額四億二、九百九十九万九千九百九十九円(前年度比一三・一%減)、支出額四億七、九百九十九万九千九百九十九円(前年度比二二・二%減)で

平成十八年度の受託実績は、表(7)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、二億九千九百九十九万九千九百九十九円、前年度実績に比し、三億六、六八八万九千九百九十九円(一一・二%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一一九、四一六台で前年度比一七、二二三台(一一・六%)の減、収入分担金一億三、九百九十九万九千九百九十九円、前年度比一億七、九百九十九万九千九百九十九円(一一・八%)の減となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一一

1、受託状況
平成十八年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

三、八五四台で前年度比一七、二三九台(一一・二%)、対人賠償共済二、三三、五七四台で、前年度比一七、一七五台(一一・二%)それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済九億六、三四七万九千九百九十九円、前年度比一億一、五二二万九千九百九十九円(一・四%)、対人賠償共済六億四、一六六万九千九百九十九円、前年度比七、五三三万九千九百九十九円(一一・一%)の減となった。

2、損害の状況
平成十八年度の損害状況は表(8)のとおりである。

損害件数は車両共済で六、八九四件、前年度比一、二四九件、対物賠償共済は二、五三三件で、前年度比五七二件とそれぞれ減少したが、対人賠償共済は一六九件で、前年度比二件と増加した。

## 活 動

## 平成18年度 町村職員生活協同組合・自動車共済事業の概要報告

## 全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十八年度事業概要および決算については、本年七月五日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

## 事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互共済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モーターリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成十八年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比四、〇二四人(二・〇%)の減となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より三、九四四件(三・六%)の減となり、共済掛金も前年度比二、九〇八万八千九百九十九円(二・〇%)の減となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より一五六件(〇・五%)の増となり、共済掛金も前年度比八九七万八千九百九十九円(二・九%)の増となった。

自動車共済事業では、契約台数は前年度比四、五七二台(二・一%)の減となり、共済掛金も一億五、〇一五万八千九百九十九円(二・七%)の減となった。一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比二二件(三・五%)の増となり、共済金合計においても一億九、〇一五万八千九百九十九円(二・七%)の増となった。

また、風水害特約共済金の給付については前年度比七件(五・〇%)の増となったが、共済金においては六、九七〇万八千九百九十九円(三・五%)の減となった。さらに、災害見舞金の給付件数については前年度七一件に比し五六件、災害見舞金にして一、四六六万八千九百九十九円(一・七%)の給付があった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比五〇一件(五・二%)の減となり、共済金においても一億一、六一六万八千九百九十九円(七・七%)の減となった。

表1 組合加入状況

区分	人員	口数	出資金
平成18年度	198,056人	19,117,379口	1,911,737,920円
平成17年度	202,080	19,460,448	1,946,044,800
比較増減	4,024	343,069	34,306,880
増減率	2.0%	1.8%	1.8%
平成16年度	205,690	19,672,844	1,967,284,490
平成15年度	224,902	20,401,467	2,040,146,730

(注) 印は減を示す。  
出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)919,320円を含む。

表2 火災共済加入状況

区分	共済契約件数	契約口数	共済掛金
平成18年度	107,114件	23,951,638口	1,440,040,750円
平成17年度	111,058	24,444,653	1,469,129,580
比較増減	3,944	493,015	29,088,830
増減率	3.6%	2.0%	2.0%
平成16年度	115,650	25,139,168	1,511,587,780
平成15年度	117,978	25,201,785	1,549,116,940

(注) 印は減を示す。

表3 風水害特約共済加入状況

区分	特約付加件数	契約口数	特約共済掛金
平成18年度	28,859件	6,263,384口	313,905,670円
平成17年度	28,703	6,086,590	304,925,820
比較増減	156	176,794	8,979,850
増減率	0.5%	2.9%	2.9%
平成16年度	28,812	6,026,041	302,379,230
平成15年度	27,537	5,584,166	284,495,500

表4 自動車共済加入状況

区分	契約台数	共済掛金
平成18年度	217,211台	5,514,356,940円
平成17年度	221,783	5,664,511,680
比較増減	4,572	150,154,740
増減率	2.1%	2.7%
平成16年度	226,889	5,810,614,410
平成15年度	226,597	5,840,863,830

(注) 印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

区分	火災共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		失火見舞費用共済金		合計	損害率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成18年度	618件	530,736,371円	619件	50,368,210円	262件	14,175,305円	6件	1,038,360円	596,318,246円	41.4%
平成17年度	597	425,635,456	599	48,502,099	243	12,264,147	3	815,000	487,216,702	33.2
比較増減	21	105,100,915	20	1,866,111	19	1,911,158	3	223,360	109,101,544	8.2
増減率	3.5%	24.7%	3.3%	3.8%	7.8%	15.6%	100.0%	27.4%	22.4%	
平成16年度	1,021	444,194,140	1,022	53,749,731	466	13,385,212	1	600,000	511,929,083	33.9
平成15年度	304	373,575,339	306	38,390,657	123	12,885,796	4	370,820	425,222,612	27.4

表6 風水害特約共済金支払状況

区分	特約共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合計	損害率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成18年度	146件	124,378,465円	146件	17,969,491円	86件	3,204,291円	145,552,247円	46.4%
平成17年度	139	194,085,666	139	27,305,554	82	3,568,338	224,959,558	73.8
比較増減	7	69,707,201	7	9,336,063	4	364,047	79,407,311	27.4
増減率	5.0%	35.9%	5.0%	34.2%	4.9%	10.2%	35.3%	
平成16年度	439	315,836,952	439	47,375,731	238	6,897,324	370,110,007	122.4
平成15年度	38	31,805,858	38	4,770,890	22	959,964	37,536,712	13.2

(注) 印は減を示す。

本年度における事業剰余金をもつてする事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が二六％程度、風水害特約共済が一四％程度、自動車共済が一六％程度となる見込みである。

1、組合加入の状況  
平成十八年度末現在の組合員数は一九八、〇五六人で前年度に比し四、〇二四人(二・〇%)減少した。また、出資金については、

活 動

表7 見舞金支払状況

区 分	件 数	見舞金	一件当りの見舞金
平成18年度	56件	14,664,000円	261,857円
平成17年度	71	20,606,000	290,225
比較増減	15	5,942,000	28,368
増 減 率	21.1%	28.8%	9.8%
平成16年度	88	32,266,000	366,659
平成15年度	53	11,138,000	210,151

(注) 印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区 分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成18年度	8,294件	1,589,593,286円	884件	1,110,898,804円	9,178件	2,700,492,090円	49.0%
平成17年度	8,842	1,716,478,984	837	1,210,176,376	9,679	2,926,655,360	51.7
比較増減	548	126,885,698	47	99,277,572	501	226,163,270	2.7
増 減 率	6.2%	7.4%	5.6%	8.2%	5.2%	7.7%	
平成16年度	8,626	1,599,171,180	793	789,657,177	9,419	2,388,828,357	41.1
平成15年度	9,232	1,779,424,667	834	840,719,539	10,066	2,620,144,206	44.9

(注) 印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成18年度	173件	5,290,000円	27件	2,710,000円	200件	8,000,000円
平成17年度	75	2,250,000	17	1,690,000	92	3,940,000
比較増減	98	3,040,000	10	1,020,000	108	4,060,000
増 減 率	130.7%	135.1%	58.8%	60.4%	117.4%	103.0%
平成16年度	73	2,190,000	10	1,000,000	83	3,190,000
平成15年度	83	2,490,000	19	1,900,000	102	4,390,000

表10 平成18年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 支払共済金	3,442,362,583円	1 共 済 掛 金	7,268,302,910円
2 見舞金等	22,664,000	2 共済契約準備金戻入	6,077,534,000
3 管理費及び諸経費	2,308,238,927	3 資産運用収益	160,164,088
4 共済契約準備金繰入	6,015,331,000	4 雑 収 入	5,488,430
小 計	11,788,596,510		
経常剰余金	1,722,892,918		
合 計	13,511,489,428	合 計	13,511,489,428
1 税引前当期剰余金	1,722,892,918		
2 法 人 税 等	203,000,000		
3 当期剰余金(計)	1,519,892,918		
4 前期繰越剰余金	141,783,703		
5 地震等災害見舞金積立金取崩額	14,664,000		
6 当期末処分剰余金(計)	1,676,340,621		

前年度に比し三、四三〇万余円(一・八%)減の一億一、一七三万余円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は、六一四万余円となった。

2、共済契約状況

(1) 火災共済事業

火災共済 契約件数は一〇七、一四四件で前年度に比し三、九四四件(三・六%)減少し、契約口数も四九三、〇一五口(二・〇%)減少した。共済掛金は一四億四、〇〇四万余円で、前年度より二、九〇八万余円(二・〇%)の減となった。また、一件当り平均口数は二二四口(二二四〇万円)となり前年度より四口(四〇万円)の増となっている。

風水害特約共済 特約付加件数は二八八五九件で前年度に比し一五六件(〇・五%)増加した。特約共済掛金は、三億一、三九〇万余円で前年度より八九七万円

余円(二・九%)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二六・九%であった。

(2) 自動車共済事業

契約台数は二一七、二二一台と前年度に比し四、五七二台(二・一%)減少した。共済掛金は五億一、四三三万余円となり、前年度より一億五、〇一五万余円(二・七%)減となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二五、三八八円となった。

3、共済事故状況

(1) 火災共済事業

支払件数は前年度に比し共済金で二一件(三・五%)増の六一八件、臨時費用共済金で二〇件(三・三%)増の六一九件、残存物取片づけ費用

共済金で一九件(七・八%)増の二二二件、失火見舞費用共済金で三件(一・〇%)増の六件となり、共済金の合計は前年度に比し一億九、一〇万余円(八・二%)増の五億九、六三二万余円となり、損害率は前年度より八・二ポイント高い四一・四%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、二、〇一八万余円の火災共済支払準備金を計上し、平成十九年度に繰越すこととなった。

風水害特約共済 支払件数は前年度に比し特約共済金で七件(五・〇%)増の一四六件、臨時費用共済金で七件(五・六%)増の四四六件、残存物取片づけ費用共済金で四件(四・九%)増の八六件となり、共済金の合計は前年度に比し七、九四

(イ) 臨時費用 支払件数は前年度に比し傷害で九八件(一三〇・七%)増の一七三件、死亡は一〇件(五八・八%)増の二七件となった。また臨時費用の金額は傷害で三〇四万円(一三五・一%)増の五二九万円、死亡は一〇二万円(六〇・四%)増の二七〇万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し四〇六万円(一〇三%)増の八〇〇万円となった。

なお、本年度は生損保会社等の保険金未払問題に対し、過去にさかのぼり自主点検した結果、臨時費用六六件二二六万円の支払が発生したことにより対前年比大幅な増となった。

(ア) 共済金 支払件数は前年度に比し対物賠償で五四八件(六・二%)減の八、二九四件、対人賠償では四七件(五・六%)増の八八四件となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で一億二、六八八万余円(七・四%)減の一億八、九五九万余円、対人賠償においては九、九二七万余円(八・二%)減の一億一、〇九七万余円となり、共済金の合計は前年度に比し二億二、六一六万余円(七・七%)減の二億七、四九四万余円となった。損害率は全体で前年度より二・七ポイント低い四九・〇%となった。

なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一億七、九八六万円の自動車共済支払準備金を計上し、平成十九年度へ繰越すこととなった。

〇万余円(三五・五%)減の一億四、五五五万余円となり、損害率は全体で前年度より二七・四ポイント低い四六・四%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、四四二万余円の風水害特約共済支払準備金を計上し、平成十九年度に繰越すこととなった。

見舞金 前年度に比し件数で十五件減の五六件、見舞金額で五九四万円減の一、四六六万余円となった。

# NaviNaviNaviNavi 町村 NaviNaviNaviNavi

**北海道  
北空町**  
商店会のスタンプ券で  
納税OK

町は6月から、地元の女満別商店会が発行する買い物券「おぞらスタンプ」で町税や公共料金を納めることができる制度を始めた。

同スタンプは、1000円の買い物に1スタンプがつくもので、専用台紙1冊(360枚分)で5000円分の買い物ができる。これを納税にも活用するもので、同商店会が町に働きかけて実現した。

納税は、専用台紙を役場出納窓口や信用金庫に持っていくことでできる。法律で税金等は現金での納付が義務付けられているため、スタンプは預り証を発行し、後日領収書を送付する形で行われる。

**城県  
城麻町**  
環境保全で全集落に補助金

町は、このほど全25集落(行政区)を対象とした「ふるさと環境保全事業補助金」を創設した。

国が今年度導入した「農地・水・環境保全向上対策」事業を利用した場合、助成対象が一部の集落に限られて不公平感があるため、町独自に補助制度を設けた。

今年度予算に200万円計上している。

補助金の交付対象は、道路の路肩・法面の草木の刈り取り・伐採作業、用排水路等に堆積した土砂等の除去作業など、農村環境の保全活動。補助額は、均等割、地区戸数、農地面積の合計額とし、期間は今年度から2012年度までの5年間とした。

**城県  
茨城大町**  
「読書のまち」を宣言

町はこのほど、読書を通じて心の豊かさを育てる町づくりを進めるため、「読書のまち」を宣言した。同宣言に基づき、2007年度から、読書を通じて親子のコミュニケーションを図る「家読(うちどく)」などの事業を展開する。

宣言文は始めに、「読書を楽しむ人があふれる町づくり、読書を通じて心の豊かさを育てる町づくり、読書のすばらしさを全国に発信する町づくりを指す」と宣言。その上で、乳児等の検診時に絵本を無料で配布する「ブックスタート」や、保育所・幼稚園での「読み聞かせ」、児童・生徒に読書の習慣を身に付けてもらう「朝の読書」に取り組むとした。

町は07年度予算で、町立小中

学校各1校の図書費を増額している。

**城県  
梨土湖山富口**  
富士山・河口湖映画祭でシナリオコンクールを実施

町は、2008年8月23日に開催する「第1回富士山・河口湖映画祭」の開催に合わせてシナリオコンクールを実施する。グランプリ作品は、映像化される。

募集する作品は、「富士山麓を舞台にした」未発表のオリジナル作品で、時代劇やSFは不可。

グランプリには、作品の映像のほか、賞金50万円が贈られる。グランプリと準グランプリ作品は、専門誌「月刊シナリオ教室」に掲載する。

**城県  
媛部**  
第1回砥部焼陶板絵付けコンテストを開催

町は現在、第1回「砥部焼陶板絵付けコンテスト」の作品を募集している。国の伝統工芸品である「砥部焼」に親しんでもらい、町の観光スポット「砥部陶街道五十三次」の魅力に触れてもらうのが目的。

同コンテストは、町内5カ所の砥部焼施設に設置した素焼き陶板に絵を描いてもらうもので、一般と小学生6年生以下の子ども部からなる。「陶街道

大賞」のほか、優秀賞・奨励賞・企業賞を選出する。一般部のテーマは「砥部陶街道五十三次」で、子どもの部は自由応募期間は9月30日までで、10月末に部門別各賞を決定、11月から作品を展示する。

参加費用は、陶板1枚分として1000円。陶板は各施設で焼き付け、審査後に返却する。

**城県  
鹿島町**  
サンゴ礁保全で基金条

町はこのほど、全国からの寄附金でサンゴ礁の保全などの事業を行う「ヨロン島サンゴ礁基金」を設置した。ヨロン島出身者や島のファンによる寄附を通じて住民参加型の地方自治を実現するのが目的。

寄付金は、サンゴ礁の保全のほか、ヨロンマラソン大会の運営、与論十五夜踊り(国指定重要無形民俗文化財)の保存、少子化対策や人材育成など離島振興に関する事業に使われる。

寄付金は1口5千円を基本に何口でも受け付ける。

南政吾町長はホームページで、「ヨロン島への熱い想いをお待ちしております」と寄附を呼び掛けている。

情 報

町村週報主要索引

平成19年4月～平成19年7月  
2595号～2609号

活動

- 自民党道州制調査会小委員会にて30自治体構想に反対を表明 全国町村会 2595 (2)
- 道州制と町村に関する研究会を設置 全国町村会 2595 (6)
- 日豪EPA交渉で要望 全国町村会 2595 (7)
- 分権改革推進委員会発足で共同声明 地方六団体 2596 (5)
- 地方財政に関する総務大臣・地方六団体合 2599 (3)
- 「地方分権改革推進」全国大会開く 地方六団体 2604 (2)
- 地方分権改革推進に関する決議 2604 (3)
- 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などを諮問 第29次地方制度調査会が発足 2608 (2)
- 平成20年度政府予算編成・施策で要望 全国町村会 2608 (4)
- 平成20年度政府予算編成及び施策に関する要望 2608 (5)

政策

- 2007年版地方財政白書を公表 総務省 2596 (2)
- 新・地方分権改革推進委員会が初会合 2597 (2)
- 地方行政改革事例集を作成 総務省 2597 (5)
- 教育関連3法、今国会での成立目指す 2598 (2)
- 喧しさを増す「道州制」論議 2598 (2)
- 食と農の国家戦略など打ち出す 世紀新農政2007 2600 (2)
- 地域格差、国民の66%が感じる 平成18年度国土交通白書 2601 (2)
- 自給率向上、体質強化に力点 2006年度食料・農業・農村白書 2602 (2)
- 「自治体における民間委託推進等に関する研究会」報告書 2603 (2)
- 少子化対策検討会議が中間報告 総務省「コミュニティ研究会」中間とりまとめの概要 2605 (2)
- 「地域情報プラットフォーム」標準仕様【第一版】とりまとめ 2605 (8)
- 「骨太方針07」を正式決定 2606 (2)
- 地域への経済効果分析を導入 2007年版観光白書 2607 (2)
- 温暖化防止へ身近な取り組み 2007年版環境循環型社会白書 2609 (2)
- 市町村の6割超が作成 平成17年度版バランスシート 2609 (5)
- 町の歴史と私 山口県和木町長 古木哲夫 2595 (10)
- 春に寄せて 香川県琴平町長 山下正臣 2596 (11)
- 笑顔に出会える町をめざして 三重県川越町長 山田信博 2597 (11)
- ふるさと「八千代」を想う 茨城県八千代町長 2597 (11)

随想

- いびきは病気、あなどるなかれ 秋田県町村会長井川町長 齋藤正寧 2599 (11)
- クリンアイランドを目指す町・住民が主役の町 東京都八丈町長 浅沼道徳 2600 (10)
- 刃の懐で生まれた町 富山県上市町長 伊東尚志 2601 (10)
- わが故郷ただおか 大阪府忠岡町長 和田吉衛 2602 (11)
- 早起きの効用 埼玉県白岡町長 濱田福司 2603 (11)
- ふるさとに会える町 群馬県中之条町長 入内島道隆 2604 (10)
- 地域づくりは人づくり 長野県下條村長 伊藤喜平 2605 (15)
- ウォーキングのすすめ 福井県若狭町長 千田千代和 2606 (10)
- 能登の海の海洋神剣水 石川県能登町長 持木一茂 2607 (11)
- 旅と道中 大分県町村会長 玖珠町長 小林公明 2609 (14)
- フォーラム 築地松景観の息づくまちづくり、「循環・共生・参加まちづくり表彰」を機に、島根県斐川町 2596 (6)
- 「過疎への挑戦」定住・交流の拡大を目指す 2596 (6)

情報

- 広島県北広島町 2597 (7)
- アイトで廃・負・凡を宝に変える 住民との協働で島を元気にする 愛知県一色町 2598 (6)
- 水とみどりの輝くまち 丸森 世界一しあわせの町をめざして 宮城県丸森町 2599 (6)
- 高度なセキュリティ・システムの採用 長野県辰野町 2600 (4)
- 豊かな自然と歴史を活かした観光戦略 宮城県美郷町 2601 (5)
- 飛鳥ブランド創造への挑戦「農」の再生ともてなしの心が活力と癒しを生む 奈良県明日香村 2602 (6)
- 健康長寿めざして、まめで達者な村づくり 福島県鮫川村 2603 (5)
- 廃棄物行政を変えた地域力、「伝統の絆」を活かしたゴミ分別活動から 徳島県佐那河内村 2605 (11)
- 「しらぬかブランド」確立への挑戦 ネットショップ「しらぬか町商店」開設 北海道白糠町 2606 (4)
- ブログポータルサイトで地域の活性化を図る 和歌山県北山村 2607 (5)
- 北のふるさと移住計画 無償分譲で定住促進を図る 北海道標津町 2609 (7)
- 町村Navi 2595～2599、2601、2602、2604、2606、2607、2609 政策リーダー 2595、2597、2601、2603、2604、2606、2607、2609

随 想

随 想

きらりと輝き続ける



山形県山辺町長

遠藤 直幸

出羽丘陵にいち早くそそぐ朝の光を浴びての散歩は、私にとって至福のひと時であり、町の動きを確かめる

一日の元気の始まりです。山形県中央部、山形盆地の西側、出羽丘陵の東斜面に広がるのが、山辺町です。県都山形市に隣接し、山形新幹線の発着するJR山形駅まで車で十分という位置にあります。

江戸時代には、山形城主最上義光の第四子山辺義忠が、山辺城主として現在の山辺町の外郭を形成し市や灌漑事業、手工業などを勤業したとされています。その後、最上家の改易に伴い、義忠公は徳川家光の命により、徳川水戸家に

出仕、水戸光圀公の教導役となり、末裔は徳川幕府終期の助川海防城(現・日立市)の海防総司として入部し城主となっています。そうした歴史の縁により、茨城県日立市と友好都市の盟約を交わし、産業経済、文化、教育の交流を盛んにさ

新しい街が広がる庁舎附近と県都市街地を望む



せていただいています。お蔭様で、山辺町にお越しいただく遠来の方々からは、不思議な力、熱い何かを感じる町ですねと感想お聞きすることが度々ございます。その感想や思いを辿ると、第一に山形県一の長寿の町で、元気なお年寄りの姿が目につく町であること。第二に、人口減少化時代に入っただけにもかかわらず、人口増が見込める不思議な町として、大学院や農水省の研究機関が、調査に来町されたこと。山形県の統計資料の指標では、人口、世帯共に県内第二位の増加率を示していること。第三に、近年優秀な若いドクターが次々に診療所を開設され、産婦人科を除く全診療科目の診療施設がそろった状況にあり、救急車で十分分の近さに複数の県都中核高度医療機関があり、連携がなされていること。第四に、介護施設を含め老人福祉施設は、民間を含めると充足率は県内トップクラスであり、保育所、幼稚園も充分あること。

このように、県都に隣接し東斜面という朝の光が一番先に注ぎ込む生活環境、地盤も安定し自然災害も少ない安住の地としての最適性に、現代のニューファミリー層の方々も認められ、山辺町に生活の場を求められている傾向があること。雪国山形にあって、比較的降雪量

の少ない市街地のため、民間の宅地分譲を含め順調に推移したことから、現在役場庁舎西側一帯の嶋ノ前地区(約二十二ヘクタール)に緑ヶ丘ニュータウンを組合施行で順次分譲を行っています。ご家族、町民をお迎えいたしたいです。産業については、山形県の代表的特産品であるサクランボは、品質日本一であり、皇室献上サクランボの里として、やまのべ産は市場贈答ブランドになっています。お米についても、山形米の食味ブランドとして毎年県内トップクラスの評価をいただいています。こうした取り組みの一環として、一日千人を超す利用者でにぎわう山辺温泉に開設した温

玉虫湖畔のラベンダー 『かほりの広場』



情 報

泉産直市も、大勢の方々にご利用いただき農家の方々も元気付いてきています。

都市近郊の市街地の広がりを持つ傍ら、豊かな湧水をはぐくむ中山間地域は、豊かな自然がそのまま残されています。県立自然学習園を中核とした県民の森やフレンダー園、県内屈指の景観を誇る山形ゴルフ倶楽部などがあり、自然とレジャーを満喫できる魅力もあります。

近年では、湧水と高冷地特有の気候に育てられた花卉やわさび、そして上海力二の養殖、どぶろく特区の認定。こうした地域の方々の取り組みを始め、山菜や高冷地野菜などの直売所が随所で運営されるようにな

るなど、都市近郊の中山間地域は、いよいよ面白く目が離せないような地域間交流が起きつつあり、そこに暮らす人々の目にも輝きを感じるようになってきています。

誰でも、何でも話し合える、助け合える、力を合わせられる地域コミュニティは、住む人の心を豊かにしてくれるものです。その広く感性の高い町民性が、山辺町のかけがえない財産でもあります。

行政だのみでない町民気質は、あらゆるところに見えます。その典型として、教育に対する熱意は地域指導でことのほか強いこと。祭やイベントでは、町民主導で創られてきていること。

関東東北一円から参加者が集う全日本どろんこバレーボール大会の開催運営。友好都市日立市に学び、千人を超す踊り子が演舞する舞祭『アガスケダンス』。

こうしたことすべて、山辺町は先取の気質旺盛な町民の方々により取組まれ、町民が呼応支援し、行政は黒子的にバックアップしています。今年三月に策定いたしました第四次山辺町総合計画は、こうした町民性を最大限に発揮してもらったため、多くの町民各層に策定作業にかかわっていただき、行政側の職員と盛んな意見交換をしていただきました。

この結果、これまでご紹介してまいりましたように、それぞれの場

面、立場などでの協働の意義の大切さをつくり育て、伝えていかなければならないということから、基本理念を『きらりと輝き続ける、協働のまちづくり』としました。

特に、『きらりと輝き続ける』は、さらなる地域コミュニティ活動を通じた地域自治の充実拡大を進めていく中で、夢と意欲と熱意にあふれ、町民一人ひとりが支え合い、心かよう活力ある地域社会の建設を、将来のまちづくりの望ましい姿として展望していくことにあり、町民一人ひとりも、それぞれの立場できらりと輝き続けてほしいと願った私自身の施政信念の思いと合致したも

のとなつていきます。

新任都道府県町村会長の略歴

岐阜県町村会は平成19年6月1日の評議員会で次のとおり会長を選出した。

(6月1日就任)

岐阜県町村会長  
養老郡養老町長

稲葉 貞二

昭和10年10月16日生



【住所】岐阜県養老郡養老町押越 68番地 6

【町長に当選するまでの経歴】平成3年養老町助役 10年養老町長

【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】平成15年養老郡町村会長 同年岐阜県町村会監事

17年同町村会副会長

【主な業績】「愛・親と子の詩」事業 美しいまちづくり条例制定 男女共同参画まちづくり条例制定 象鼻山古墳群発掘調査事業 公共下水道事業 農業集落排水施設整備事業 心身障害者福祉センター建設事業 南濃衛生施設利用事務組合新こみ処理施設建設事業

【趣味】スボーツ鑑賞、書道

【家族】妻、長男

鳥取県町村会は平成19年6月7日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(6月7日就任)

鳥取県町村会長  
岩美郡岩美町長

榎本 武利

昭和27年2月22日生



189番地 2

【町長に当選するまでの経歴】昭和45年岩美町職員 平成9年岩美町長

【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】平成15年(旧)東部町村会会長 18年鳥取県町村会副会長

【主な業績】小学校統合と学校建設 特色ある学校づくり事業 小・中学校の30人学級編成 農業・漁業集落排水及び公共下水道事業の整備促進 わが町づくり交付金・貸付金制度の創設 保育料第2子軽減制度の創設 観光誘致「ボンネットバス」運行事業 定住促進対策事業

【趣味】読書・菜園づくり

【家族】妻・子2人・両親

【住所】鳥取県岩美郡岩美町大字新井

## 第44回全国広報広聴研究大会のご案内

分かち合う情報から生まれる手触り感 いま、山形から……

9月6日(木)~7日(金) 山形県山形市で開催

転換、変革の時代の今、それぞれの地域の持つ個性や資源を最大限に生かした地域づくりが重要です。そのためには、住民と行政が役割分担を行い、住民の持てる力を存分に発揮できるような仕組みづくりと、それを後押しする広報活動が求められます。また、住民と共に“知恵”を出し合い、共に行動することは一種の広聴活動でもあり、これによって住民ニーズに直結した行政サービスの提供が可能となります。

本大会を山形県で開催するに当たり、「分かち合う情報から生まれる手触り感」をメインテーマに掲げ、住民との情報共有の在り方、そこから生まれる住民重視の行政サービスの在り方について研究討論することになりました。住民自らが主役となり、魅力的な地域づくりを推進していくためにはどうすればいいか、そのために求められる広報広聴手法とは何か、参加者の皆さんと考えたいと思います。

### 開催要領

開催日	平成19年9月6日(木)~7日(金)
主催	社団法人日本広報協会、山形県、山形市
後援	内閣府、総務省
協賛	全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、山形県市長会、山形県町村会
会場	山形市中央公民館ホール 山形市七日町1-2-39
参加費	会員 7,000円 会員外 11,000円
日程	9月6日(木) 11:00~12:00 日本広報協会定期総会 13:00~14:10 開会式・表彰式 14:25~16:00 記念講演「公益の時代におけるまちづくりを考える」 小松 隆二 氏 東北公益文科大学学長 16:15~17:15 講演「生活者の視点から求める行政広報」 石川 牧子 氏 (株)日テレイベント常務取締役 18:00~19:30 意見交換会  9月7日(金) 10:00~12:00 事例発表 北海道ニセコ町「ニセコ町まちづくり基本条例について」 福岡県春日市「春日まちづくり市民センターに見る市民主導のまちづくり」 12:00~12:10 閉会式

### 申込要領

申込方法	会員の方は事務局から別送する「案内書・申込書」に必要事項を記入の上、事務局分室あてに郵送またはファクシミリでお申し込みください。間違いを避けるため電話でのお申込は受け付けておりません。 *会員でない方は、日本広報協会のホームページから申込用紙をダウンロードされるか、事業部までお問い合わせください。
参加費	会員：7,000円(税込) 会員外：11,000円(税込) 意見交換会：3,500円(税込)
申込先	第44回全国広報広聴研究大会運営委員会事務局分室 〒990-0043 山形市本町2-4-3 (株)日本旅行山形支店(担当：岩淵)
申込締切	TEL：023-631-2295 FAX：023-631-2297 E-mail：yamagata_net@nta.co.jp 平成19年8月17日(金) 宿泊予約のない方は平成19年8月29日(水)

問合せ先 社団法人日本広報協会・事業部 〒107-0061 東京都港区北青山2-7-9 TEL:03-5474-6047 FAX:03-5474-6045

情 報

政策レーダー

政策レーダー

政策

平成18年社会生活基本調査結果まとめ

総務省は7月11日、平成18年社会生活基本調査結果を公表した。同調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的として昭和51年以来5年ごとに実施している。(集計対象約18万人(10歳以上)から推計)

調査によると、過去1年間にインターネットを利用した人は6、750万人で、行動者率(10歳以上人口に占める割合)は59・4%となっている。仕事や学業での利用を含めた平成13年(46・4%)と比べても、13・0%上昇しており、この5年間でインターネットの利用が広く国民生活に浸透したことを示している。

また、「ボランティア活動」を行った人は2、972万2千人、行動者率は26・2%で5年前より2・7%低下している。年齢別にみると、40歳が33・6%と最も高く、25歳が15・8%と最も低くなっている。同活動を種類別にみると、「まちづくりのための活動」が12%と最も高く、次いで「自然や環境を守るための活動」、「子供を対象とした活動」となっている。形態別では「町内会・老人組合・青年団など」に加入して行った活動が最も高く、次いで団体に加入しないで「地域のひと」を行った活動などとなっている。

このほか、「学習・研究」では3、998万人、行動者率35・2%、「趣味・娯楽」では9、646万4千人、行動者率84・9%、「旅行・娯楽」では8、660万7千人、行動者率76・2%などとなっている。

廃家電製品の不法投棄状況まとめ

環境省は7月10日、平成18年4月9月を対象期間として行った廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)の不法投棄状況の調査結果を取りまとめ、公表した。

本調査結果によると、廃家電4品目の当該期間の不法投棄台数の合計は68、642台で、前年同期間の不法投棄台数のデータを有する1、741自治体について比較すると、7、985台の減少(前年同期比10・5%減)となった。不法投棄台数が減少した自治体が挙げたその主な理由は、不法投棄対策の強化と家電リサイクル制度の普及啓発の効果による住民の意識や理解の向上が最も多く、共に53%であった。

人口1万人当たりの不法投棄台数を比較すると、市区5・2台に対し、町7・1台、村13・5台、また、行政区域外からの持ち込みによる不法投棄の状況について、持ち込みが混じっている又は大半であると考えられると回答したのは市区30%に対し、町49%、村53%となり、特に町村部で単人口当たり不法投棄台数が多い傾向があることが明らかになった。

さらに、回収が物理的に困難な谷底への投棄等、不法投棄が悪質化の傾向にあると回答した自治体は35%に上った。

現在、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、不法投棄の継続的な発生への対応も含め、家電リサイクル法の見直し作業が行われている。

地球環境問題有識者会議を開催

農水省はこの程、食料・農業・農村、森林・林業、水産業における地球温暖化対策等の地球環境問題について、分野横断的に議論を深めるため、幅広い関係者からなる地球環境問題に関する有識者会議を立ち上げ、初会合を開いた。

これまでも同省では、平成19年2月より、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づく取組を展開するとともに、6月に「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を、7月には「農林水産省生物多様性戦略」を策定するなど、地球環境保全に貢献する農林水産業の実現に向けた取組を進めてきたが、今後さらに、地球温暖化対策や生物多様性の保全については、政府全体での検討作業や国際会議の状況等も踏まえ、実効性の高い施策の推進方策について検討を進める必要があることから、幅広い有識者から意見聴取を行い、具体的な取組に反映させることが重要であるとし、同会議を設置した。

同会議では、今後取り組むべき課題として、京都議定書の目標達成に向けた農林水産関連分野の地球温暖化防止策の推進、避けられない地球温暖化による影響に対応するため適応策の推進、環境問題、食料問題の解決に向けた、途上国における地球温暖化防止策・適応策への協力、ポスト京都議定書に向けた議論、提案、生物多様性の保全、バイオマス等の利活用の推進などを取り上げ、検討していくとしている。



# 車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

## 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら

- 通常に新規でご加入するよりも**40%**(保険料)<sup>\*</sup>割引  
(※町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合。車両保険は9等級からスタートします。)
- 5%**割引



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

## 契約条件と掛金(保険料)例

車名	トヨタ エスティマ	補償範囲	免責金額なし	免責金額 <b>5</b> 万円
型式	ACR50W(車両クラス3)	オールリスクタイプ	57,770円	48,260円
初度登録	平成18年8月(新車割引あり)	(通常に新規で加入する場合)	96,280円	80,440円
年齢条件	30歳以上(家族限定)	エコノミー+A特約	28,180円	23,540円
共済(保険)金額	300万円	(通常に新規で加入する場合)	46,970円	39,240円
		A特約のみ	—	13,040円
		(通常に新規で加入する場合)	—	28,250円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のもので、保険料は平成18年8月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里  
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230